

上場会社を中心に導入が徐々に増えている 会社補償契約の基礎と実務

～ 役員の職務執行の適正性確保措置をどのように定めるか？～

つかもとひでお アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
講師 塚本英巨氏 パートナー 弁護士

日時 2022年9月12日（月）午後2時00分～午後5時00分

■このセミナーは会場受講または Zoom 受講のいずれかを選択いただけます。

2021年3月施行の令和元年改正会社法により、「会社補償契約」の制度が導入されました。施行に当たり、役員との間で会社補償契約を締結するかどうかを検討し、会社役員賠償責任保険（D&O 保険）と比較するなどしたうえで、これを見送った会社が少なくありません。

他方で、施行から1年以上が経過し、上場会社を中心に、会社補償契約を締結する会社が徐々に増えています。今後も、会社補償契約を締結する会社が増えると予想されますが、具体的にどのような内容の契約とするかについて、責任限定契約と異なり、会社毎に様々なバリエーションがあります。また、会社補償契約の締結に当たって必要となる取締役会の決議についても留意すべき事項があります。

そこで、本セミナーでは、会社補償契約を締結する会社にアドバイスをする経験を多く有する講師が、会社補償契約の基礎と実務について、解説いたします。

1. 会社補償契約とは？

- (1) 会社補償契約の概要と D&O 保険契約
 - ・なぜ会社補償契約を締結する会社が増えているか？
 - ・D&O 保険契約との比較
- (2) 契約の「内容」面の会社法上の規律
 - ・「費用」（防御費用）の補償が認められるための要件
 - ・「損失」（損害賠償金・和解金）の補償が認められるための要件
- (3) 契約の「手続」面の会社法上の規律
 - ・会社補償契約を締結する際に必要となる手続
 - ・会社補償契約に基づき補償を実行する際に必要となる手続

2. 会社補償契約の実務～役員職務執行の適正性確保措置～

- (1) 義務的補償か？裁量的補償か？
- (2) 会社補償契約の締結前の職務執行を補償の対象とするか？その際の留意点は？
- (3) 「費用」（防御費用）の補償について要件を加重するか？
- (4) 「損失」（損害賠償金・和解金）の補償について、判決や裁判上の和解等の裁判手続により認められた損失であることを要件とするか？
- (5) 補償を実行する際に取締役会の決議を必須とするか？補償委員会を設置するか？
- (6) その他補償額の上限の有無、補償金の支払方法の定め方、会社の補償金返還請求権など

3. 会社補償契約を締結する際の取締役会の決議における留意事項

- (1) 会社補償契約を締結する取締役と特別利害関係の有無
- (2) 取締役全員と締結する際の決議の方法は？
- (3) 取締役会議長である取締役との締結についての決議の方法は？

4. 会社補償契約に関する開示規制

- (1) 株主総会参考書類における開示
- (2) 事業報告における開示

弁護士事務所とその関連団体所属の方はお申込をご遠慮願います。

【講師紹介】2003年3月東京大学法学部卒業、2004年10月弁護士登録、2010年11月～2013年12月法務省民事局出向（平成26年改正会社法の企画・立案）、2013年1月パートナー就任、2017年12月～「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）」委員、2019年8月～2021年2月経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員。M&Aやコーポレートガバナンス、株主総会を始めとする会社法関連業務及び紛争対応を主に取り扱っている。

会社補償契約に関する論文として、「会社補償の導入と契約内容の検討ポイント」（旬刊経理情報1627号（2021年11月10日号））、「実務問答会社法 第54回 補償契約の締結または実行に係る手続等」（旬刊商事法務2270号（2021年8月5・15日号））、「令和元年改正会社法の実務対応（4）会社補償・D&O 保険の実務対応」（旬刊商事法務2233号（2020年6月15日号））があり、そのほか多数の著書・論文がある。

録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。



開催日

2022年9月12日(月)
14:00~17:00

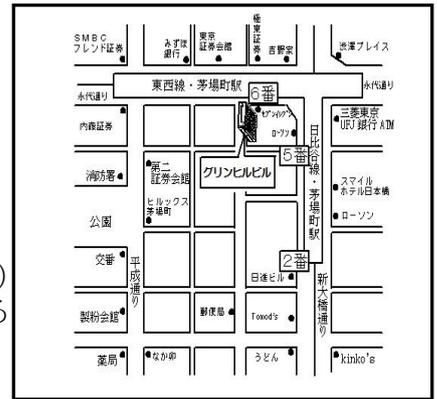
会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分(開場は開演の30分前です。)

【Zoom受講の場合】インターネットに繋がる
パソコンがあれば、どこでも受講できます。
メールで詳細をお送りいたします。



参加費

1名につき35,800円(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき
30,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送い
ただいてのお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加
費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合
等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)クレジットカード
ご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しま
せんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および
経営調査研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。(但し新しいセミ
ナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、
振替は1年以内にお願いたします。)

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などが
ないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行 本店 1642356 三井住友銀行 本店営業部 7397637
三菱UFJ信託銀行 本店 2818151 みずほ銀行 東京営業部 1427715
三井住友信託銀行 本店営業部 2993982 りそな銀行 東京営業部 1693669

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、
Discover がご利用いただけます。

切らずにこのままお送り下さい

上場会社を中心に導入が徐々に増えている
会社補償契約の基礎と実務

【会場またはZoom】 9/12

参加申込書

FAX 03-5695-8005

2022年 月 日

下記に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> Zoom受講 弊社からのお知らせ、メルマガ の送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない クレジットカードをご利用の場 合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用 *セミナーコード 1707 (Law-k221707)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX		

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。